

令和 8 年第 4 回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 2 日（木）13 時 35 分から 14 時 20 分

2. 開催場所 香美市中央公民館 2 階会議室

3. 出席委員 （19 名）

会長 19 番 岡田 修一

会長職務代理 17 番 岡本 博臣

委員	1 番 竹村 純吉	2 番 藤原 新市	3 番 宗石 大輔
	4 番 西尾 文彰	5 番 堤 昭雄	6 番 村上 千世
	7 番 上島 陽子	8 番 西村 広幸	9 番 竹村 雄介
	11 番 門脇 義人	12 番 山内 茂	13 番 三木 克司
	14 番 森田 良彦	15 番 竹平 豊久	16 番 三谷 富重
	18 番 有光 収三		

4. 欠席委員 （ 1 名 ）

10 番 小松 和啓

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
	第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
	第 4 号	非農地証明願いについて
	第 5 号	農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
	第 6 号	使用貸借返還通知報告について
	第 7 号	農地法第 4 条の規定による届出について（報告）
	第 8 号	香美市農用地利用集積等促進計画について
	第 9 号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充

事務局次長 恒石 政志

事務局係長 高月 陽生

香北支所 田中 崇行

物部支所 沖 好子

7. 会議の概要

	開会（13時35分）
事務局	それでは、ただいまから、令和8年第4回の農業委員会総会を開催します。香美市農業委員会会議規則第3条 会長は議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	はいみなさんこんにちは。 先日皆さんにご祝儀とご声援をいただいて大変ありがとうございます。高知農業高校も甲子園へ出たと、1点を取ったという歴史を残しましたので、今後とも皆さん応援よろしくお願いします。 それでは、本日の議案の訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。上島委員、西村委員にお願いしますので、よろしくお願いします。 本日の欠席は小松委員さんが欠席です。 それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	はい、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は一応6件ということに議案書行ってると思うんですけど、1件ちょっと、4番目の分が取り下げになりましたので、それは除いて審議を行いたいと思います。 それでは1番からですね、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野の農地3筆で合計面積1,928㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町松本の農地で面積360㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町中井ノ北の農地5筆で合計面積4,806㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番を飛ばして5番です、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木の農地で面積165㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 6番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町葎生野の農地3筆で合計面積773㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。 以上です。
議長	以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います、何かありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてです。
1番、申請地は香北町猪野々[REDACTED]、地目は畑、面積は23㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおりで、資料は7です。農地区分はその他2種農地で調査員は山本推進委員です。

この案件はですね、昨年度ちょっと何度かお諮りしかかったんですけど、当初の申請者の方が亡くなられて、途中で申請書を受け付けた時にはご存命だったんですけど、県の方に追加の権利者、相続人の全員の判をもらって追加で当初の申請で上げてたんですけど、だいぶ時間がかかったんですけど、県の方が結局、不許可ということで仕切り直しになりまして、相続はまだしてないんですけど、遺産分割協議書を新たに提出いただいて、仕切り直しということなんで、場所については同じ場所です。なので、ちょっと見覚えがあらうかと思います。という案件です。

以上です。

議 長 そしたら補足説明を山本推進委員さんをお願いします。

推 進 委 員 内容は前回と変わりません。私の方からの説明は以上です。
(14番)

議 長 以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思いますが、何かございませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですがいかがでしょう。無ければ採決に入りますが、ご異議
ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について、原案通
り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です、ありがとうございました。
続きまして議案3号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお
願いします。

事 務 局 はい、第3号議案農地法第5条による許可申請について説明いたします。
2件あります。

まず1件目です。権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町菰生野[REDACTED]
[REDACTED]、地目は田、面積は310㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,215㎡、譲渡
人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は収蔵庫及び駐車場、転用事由は
議案書のとおり。資料は8、農地区分は2種農地、調査員は小松委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支
所から約500m以内に位置し、旧香北町の中心地域内にある小規模農地であ
ることから第2種農地であると判断されます。

続いて2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布[REDACTED]
[REDACTED]、地目は田、面積は727㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,422㎡、
譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電施設、転用事由
は議案書のとおり。資料は9です、農地区分は2種農地、調査員は小松委員
です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支
所から約500m以内に位置し、旧香北町の中心地域内にある小規模農地であ
ることから第2種農地であると判断されます。

以上です。

議 長 補足説明を事務局をお願いします。

事 務 局 先日ですね、小松委員さんが農業委員会に来られまして、ちょっと当日来
れないということでしたので、言付けをいただいております。特にまあ転用
に関して現地で問題はあるかということ、ないということで報告いただい
ておりますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長	以上説明が終わりましたのでただいまより質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。何かございませんか？
議 長	ちょっと質問なんです、1番、賃貸しですよ。これ契約が終わった後はどうなります？駐車場。売買じゃない。もう農地には戻らん？
事 務 局	これはそうですね、戻らんですね。建物とセットでやるさね。そのまま雑種地ということになりますね。
議 長	それともう一つ。この太陽光ですがね、太陽光来るの、この平場で、ええところやと思うんですけど、借り手がね、地元の人、農業者とか推進員さんとか、借り手を探せなかったんでしょうかね？
事 務 局	ここはですね、周辺けっこう太陽光になってまして、ここもその地権者が亡くなられた関係で、一回除外はもう先に動いてたんですけど、途中でその地権者が途中で亡くなられたということもあって仕切り直しですよってことになったんですけど、周辺で同じ会社の所でもういくつもやっておってですね、ここが残ってたというところで、もう地権者さんもそういうことで動かれて、もう太陽光にということにはなってます。 周辺の時も情況的にはあるんですけどここもちょっと住宅地にはね、いくつか囲まれてるようなところもあるんで。まあ、そうですね。
推 進 委 員 (10 番)	前にあったらまぶしいとか、家の価値が下がるとか色々ある。そのところがどうなっちゃうろうと思うて。
事 務 局	この許可がですね、高松の経済産業局という国の、サンポート高松という高いビルのある所にありますけど、そこが下ろしてるんですけど、これがまあ広幸さんの言うとおりの近隣トラブルがすごい発生してですね、今その許可の要件の中に近隣の同意までとは言わんですけど、ちゃんとある程度の規模のやつは説明しなさいよというふうにはなっちゃうがですよ。で、まったくそれをせんずくやるということは通常はありえんようには法律はなってます。ここの農地法のサイドとしては周辺の農地へ迷惑をかけん、ということ審査の対象になりますので、家のところまでの話になると、たぶん経済産業局のエリアになってくるかなと思います。多分なんかはやっちゃらんとこの会社もけっこう色々あちこちでやってる会社なんでトラブルだらけになるかなと思います。

推進委員 (10 番)	役場のほら、香北支所の中の、太陽光の、あの時に住宅があった時に、あれは住宅がこじゃんと問題になってやったき、こういうのがはかまんがかえ？あの時はものすごく問題になって、家があるきいかんとなって。
事務局	その部分はまだ経済産業局の判断になってこようかと思います。そこはもう近隣住民へのその説明をしちゅうかどうかというのは、そこは判断する、で、うちはその農地法の関係でこの農業に影響があるかどうかということをうちは判断するんで、その部分で引っかかるやったら、その部分で引っかってくるんやないろうかと思いますが。
推進委員 (10 番)	その部分で私あの時は何回も呼ばれて行ったのに。こんな時はこりやかまんがかえ？
事務局	あくまでもですね、ここは農業のサイドの判断なんで、で、その全体的なその、ええ悪いという判断は、経済産業局になるんで。許可事業が下りる下りんというところについてですね。
推進委員 (10 番)	岩改もそうやったわね。岩改もちょっと離れちゅうけんど、パネルを付ける右ひだりと前後ろによって日が当たる当たらん言うて、そのがによっても何回もあそこへも見に行っただけんど、場所によってそんなに違ういうたら。
事務局	まあ、でも、気持ちがあええもんじゃないですよ。それは確かに。
推進委員 (10 番)	そのほら、今言われたように、このね、申請をしちゅう所も、大宮の周りって、すごく太陽光があるわけよ。けど、その中で、なんか問題があったとかよ、いうようなお話があったかどうかもちっと聞いた上で、やっぱりこう、承認せんと。で、簡単に手をぴっと挙げるのも、なかなか、大変やないかなって。
事務局	ここは、まあ、農業のサイドで、いかんところがあれば、農業のサイドで、いかん、ということではねたらいいと思うがですよ。 例えばなんかこれで水が通らなくなったとかいう話やったら、それではねてもうたええんですけど。
推進委員 (10 番)	よく言うのが農業だからとか何々だからとか、とかって言われても。
事務局	ただここはそういう判断をする機関なんで。その、全体計画のええ悪いは経済産業局になります。
推進委員 (10 番)	その、言うように、手を挙げて、私たちが承認しましたと、いう肩書きやったらね、なかなかね、大変っていうのもあるから、ちゃんとした説明をしていただいて承認をせんと。やっぱり、こう、意見を言っていて、自分らも、ちょっと不安になるというか。いう

	のもあるんで。
事 務 局	いかんとするんやったら、そしたら、家に影響があるきいかん、というサイドの意見を農業委員会から出すということですか。
推 進 委 員 (10 番)	じゃなくて、その、今までにほら、その周り、大宮小学校の周りもほら、かなり、多分、太陽光パネルが多分ついちよるはずながですよ。これの、多分、香美の、下分にかなりあるって自分も把握してるんで。それが、問題があるのかないのか。なければ、承認もできるという話に皆もなるのかなと思いますので。
事 務 局	えーと、2 年間、香北支所におりましたけど、そういったことに対しての苦情というのは来てはおりません。まあ、それぐらいしか言えませんが。で、もう、農業サイドであくまでもういかんところはいかんではねてもうても、それは当然、ええんで。
推 進 委 員 (10 番)	農業サイドでやったら、それは別に横の土地があれば、なんちゃあ、かまんけんどほら。
事 務 局	被害防除計画というのを今回出してきていただいておりますね、具体的にこの隣の農地の人にもらうとかっていうやり方じゃなくて県の方も同意をもらうというやり方もあるんですけど、今回みたいに被害防除計画って言うってある意味転用の申請者の一方的なものなんですけど、ここにその農業サイドの支障があると考えられる点についてはこうこうこうで支障はないって説明はされてて、例えば日照ですよ、この土地の日照に関して季節でこういう方向から光が来てこうだっていうところで、その時間帯はここは営農を周りですしている時にここには当たらないようにはならないとか、そういう説明とかをここではしてたりするんですけど、あくまで農業サイドの影響っていうところの防除計画しかないという、ところになります、うちとしては。
推 進 委 員 (10 番)	ばっちり、草刈りとかを入れた防除計画が出てくるまで、保留！と僕は思うんですけど。
事 務 局	ちょっと県に確認をさせてもらったら、転用の内容は色々物件によってあると思うんですけど、太陽光で行けばですね、日照と風とそれから排水と土砂対応、ひょっと土砂流出とかが起こるとかいうことがなかったらというところ、自然浸透やったらあんまりないかなとかいうこともあるんですけど、草刈りとかは任意で、必ず入れてくれとかいうことにはなっていないそうです。入れたり入れなかったりということなんで、多分許可要件としてはそれが入ってないから許可が下りんとかはということにはならないと思います。で、草刈りはあくまで事が発生せんように運営をするのが基本であれば、お願い

の範囲になってしまうんじゃないかなとも思います。当初に書かしちよくつていうのも、まあそら書いてくる業者ももちろんあるはあるみたいなんですけど、さきほど言うたように光と風と排水と土砂の流出防止、そこはまあ押さえてもらってますということらしいですが、草刈りのことは書いたり書いてなかったりということみたいです。

推進委員
(10 番)

香美市の農業委員会は草刈り入れてくれって言うたらえいの？

事務局

許可要件に草刈りを書いちょいてくれて言うたらえいがよね。それを書いてくれたら一応農業委員会は、委員は通すという話ですすめると。ということで、そしてそれでいきましょう。

議長

香美市農業委員会はこれから草刈りの防除計画もいっしょに出してもらおうということで、かまいませんね？

事務局

周りの農地の影響ある場合ですね。ここは隣接する農地が残りますので。

議長

農地が残るきということで。他にはありませんかね？

農業委員
(14 番)

この資料9の2の の右っかわ、これ、水路があるけんど、これ、田んぼ？こっちっかわの三角がちょっと写っちゅう所は田んぼ？
ということは稲植えたりする可能性があるということやお？ということは虫が、たったこればあの道やったら虫が草焼いたらこっちへ来るといことやき。カメムシらあ特に。

議長

隣接する農地があるので草刈りもお願いしますということで。
みなさんそれでよろしいでしょうか？その他に質問ございませんか？

—— 質 疑 な し ——

議長

格段ないようでしたら採決に入りたいと思いますが、この太陽光の問題は草刈りの防除計画を出してもらおうという文言を入れてもらうで、入ったら許可するという事でかまいませんか？

—— 異 議 な し ——

議長

それでは議案第3号農地法第5条による許可申請については太陽光はあれを入れて、その他のことは原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長	はい、全員賛成です、ありがとうございました。 続きまして議案第 4 号非農地証明願いについて説明をお願いします。
事 務 局	議案第 4 号 非農地証明願いについて説明致します。 1 番、申請地は土佐山田町林田[REDACTED]、地目は畑、外 2 筆、合計面積は 604 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は門脇委員で資料は 10 です。 2 番、申請地は香北町五百蔵[REDACTED]、地目は畑、外 2 筆、合計面積は 438 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は平山推進委員で資料は 11 です。 3 番、申請地は香北町清爪[REDACTED]、地目は田、外 4 筆、合計面積は 500 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹村委員で資料は 12 です。 4 番、申請地は香北町菰生野[REDACTED]、地目は畑、面積は 124 m²、利用状況は駐車場及び庭、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は小松委員で資料は 13 です。 5 番、申請地は物部町庄谷相[REDACTED]、地目は田、面積は 210 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は萩野推進委員で資料は 14 です。 6 番、申請地は物部町仙頭[REDACTED]、地目は畑、外 8 筆、合計面積は 4,951 m²、利用状況は公衆用道路、山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西尾委員で資料は 15 です。 以上です。
議 長	ただいま議案第 4 号非農地証明願いについて説明がありました。補足説明を岡本委員をお願いします。
農 業 委 員 (17 番)	資料の 10 の 1 を見てください。現場は山田方面から香北方面へ向かう神母ノ木の橋を山田方面から行って橋を渡ってすぐ、右手に 700 メートルくらい入った所で、そこにまた[REDACTED]という所がありますけど、その橋を渡ってすぐ、左手になります。現在はその家を建ててまして、昭和 40 年頃にもうすでにその家を建ててます。行政書士さんによりますと、一部の宅地で明治時代からの登記も取っているところもあるということで現在に至ってます。そういう状態ですので、格別問題ないと思います。以上です。
議 長	続きまして平山推進委員をお願いします。
推 進 委 員 (12 番)	資料は 11 の 1、場所は杉田ダムにかかる大宮橋の北詰めから西へ 100 メートルくらいの所で、杉田ダムの淵になります。写真でも分かる通りもう山

林になっており、それと、周りに農地はありません。一軒上の方が[]の代理で申請をしてこられました。50 年頃よりとなってますが多分この頃に[]五百歳で在住でしたが町外へ転出されたものと思います。ということで問題ないと思います。

以上です。

議 長 はい、続いて竹村委員お願いします。

農 業 委 員 資料 12 をお願いします。清爪を出て田舎で山林化全部してますので、所有者も亡くなっており相続人もいないためにこの状態、現状は見てもらってのとおり山になってますんで問題はないと思います。

議 長 続いて事務局からお願いします。

事 務 局 4 番です、資料は 13 です。現場は国道 195 号で隣にかかる香北橋の 200 メートルくらい西っかわです。議案書のとおり平成 14 年から宅地の一部として利用しているということで、写真資料のとおり駐車場となっており、その周りが多少雑木とかがありますが、問題ないと思います。以上です。

議 長 続いて萩野推進委員お願いします。

推 進 委 員 資料 14 ですが、この方の知人の方が相談受けまして色々お話も聞いたりしたんですが、周囲も山林となっており、まったく田とか畑とかいうものもできない状況と思いますので、特に問題はないという判断をいたしました。

議 長 はい続いて西尾委員お願いします。

農 業 委 員 よろしくをお願いします。6 番の影仙頭の、資料といたしましては資料 15 を見ていただいたらありがたいですが、なかなか筆数といいますか、詳細ということで、全筆 9 筆ありますが上段の []の公衆用通りといたしまして、まず大栃橋から別府線に約 3 キロ入っていただいて、影仙頭大橋を渡りまして、則友線に約 200 メートル行った所になります。山手側と谷間の河川に行く路線がありますが、上段の []につきましては詳細の方にですね、昭和 55 年にここ数年柚子の栽培が始まったということで、谷の方に向きまして農道的部分がありまして、その字といいますか、その部分を農道にしちゅうと、ということでもうセメント道になっちゅうと。ということで、その点でもうご了承お願いしたいというかたちになっております。あと残りの 8 筆ですが、現場を見ますとなかなか利便性の悪い場所でもう山林化しちゅうと。周りの所有者の確認も取りまして、もう山林化しておりますので、15 年以上、文面にありますが古い所になりますと 60 年近くたちますというかたちで、山林

化していこうということで、ほぼ現地確認もしますと問題はないということでございますので、もうご了承お願いしたいなと思っております。以上です。

議 長 はいありがとうございます。それでは質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第4号非農地証明願いについて原案通りの賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です、ありがとうございます。
続きまして議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告について、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告についてです。
報告案件は2件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町字浜道ノ東の農地2筆で面積4,284㎡、貸付人及び借受人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2番、申請地は土佐山田町神通寺の農地5筆で合計面積2,400㎡、貸付人及び借受人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたらこの件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。

議 長 続きまして議案6号使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。

事 務 局	報告第 6 号 使用貸借返還通知報告についてです。 報告案件は 1 件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1 番、申請地は土佐山田町杉田の農地 6 筆で合計面積 2,532 m²、貸付人及び借受人、成立日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。
議 長	以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？ ——— 質 疑 な し ———
議 長	格段ないようですのでこの件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。
議 長	続きまして第 7 号農地法第 4 条の規定による届出について説明をお願い致します。
事 務 局	報告第 7 号 農地法第 4 条届出報告についてです。 報告案件は 2 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。 1 番、申請地は土佐山田町■■■■■、地目は田、面積は 143 m²、申請人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は 16 で調査員は事務局高月です。 2 番、申請地は土佐山田町■■■■■、地目は田、面積は 279 m²、外 2 筆、計 3 筆で合計面積 2,234 m²、申請人は議案書のとおり、転用目的は共同住宅、自宅兼薬局及び診療所、資料は 17 で調査員は事務局高月です。 以上です。
議 長	以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？
農 業 委 員 (5 番)	この 2 番ですけど、診療所が何科とか分かりますか？
事 務 局	ここは内科と聞いております。土地の地主さんが自ら建設もして貸すということみたいなので、売却じゃないです。
議 長	他にないですか？この件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います 続きまして議案第 8 号香美市農用地利用集積促進計画について説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号農用地利用集積等促進計画について補足説明をします。

農業公社による中間管理事業になります。

1 番、土佐山田町久次の農地、1,085 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、 [] が借り受け、施設野菜（ニラ）を栽培します。資料は 18 です。

2 番、土佐山田町下ノ村の農地 2 筆、合計 1,507 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、 [] が借り受け、水稻を栽培します。資料は 19 です。

3 番、土佐山田町の農地 4 筆、合計 4,005 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、 [] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 20 です。

4 番、土佐山田町の農地、1,930 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、 [] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 21 です。

5 番、香北町猪野々の農地 138 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、 [] が借り受け、露地野菜を栽培します。資料は 22 です。

6 番、香北町菰生野の農地 536 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、 [] が借り受け、果樹を栽培します。資料は 23 です。

以上です。

議 長 それでは議案第 8 号につきましては説明が終わりましたのでただいまより質疑を行いたいと思いますが、採決をしたいと思いますが門脇委員に関する議案がありますので、門脇委員は退席をお願いします。
(門脇委員退席)

議 長 それでは門脇委員が退席されましたので議案第 8 号の利用権設定の門脇委員の件、案件 [] につきまして、みなさまより質疑をお受けしたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段なければ採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第 8 号門脇委員の関連する [] の案件に付しまして賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

- 議 長 はいありがとうございました。全員賛成ということで承認されました、ありがとうございます。
- (門脇委員着席)
- 議 長 それでは改めまして議案第8号の残りの全案件につきまして質疑を行います。何かご質問はありませんか？
- 質 疑 な し ——
- 議 長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？
- 異 議 な し ——
- 議 長 それでは議案第8号農用地利用集積等促進計画の残りの案件につきまして原案通りの賛成の方の挙手をお願いします。
- 全 員 挙 手 ——
- 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成です、ありがとうございました。議案は以上となりますが、事務局、その他、何かありますか？
- 事 務 局 すみません、一点、前回の会で、防災の関係のちょっと、防災対策課と喧嘩をしてきまして、で、幸雄さんの言うようにこういう説明になっちゅうぞと、どうなっちよらという部分でだいぶ怒って言いまして。もう一回ちょっと根本から考え直してみるき、という話になりましたので。またどういう方向になるか、お伝えできるようになったらお話したいと思います。あの、ちょっとダブルスタンダードというか、こう、話がちょっと違う部分が出てきちゅうんで。そこはまあ、統一をしていきたい。それとまあ西尾さんの言われた通り農協を介する方法がやっぱり適当やないろうか、という方向には行ってます。で、また事が進んだらご紹介できると思いますんで。一旦、こういう形になりました。ありがとうございました。
- 農 業 委 員 (13 番) あの、広報で、学校から700メートル以内に住宅建ててもかまんでいうようなこと書いてて、それをいろいろ聞かれるがですよ。けど香美市の農業委員会とは全然ないわね、話は。
- 議 長 説明します。これが実際、小学校の場所にもよるんですけど。まあ、例えば1種農地やったら誰でも家が建つっていう風にはならないです、今まで通り。それからまあ、2

種 3 種農地になりますと、その制限が解かれて、建つ所も出てくるんですけど、やっぱりそういう場所というのは、やっぱり道がなかったりとかですね、やっぱりその農地がつつながらんように周りにこう山があるとか、家があるっていう所なんで、なかなか。実際にほいたら、うんと変わるかって言うたらあんまり変わらないのかなあ、と。で、実はこの前一件ですね、楠目の方でちょっと聞き合わせがありまして。その方の所は実はオッケーでいけるようになったんですけど。ただ、その、相手を探してこんといかんのですよ。例えば楠目やったら、その 18 歳未満のお子さんがおる家庭とかいうことになるんで。相手を選ぶんで。誰でもこう売れるっていうことでもないです。それから、今度農地が広がったら、その都市計画法のその何平米以内、というのが引っかかってきてですね、で、何分割かせんといかので何人も人探さんとその家が建たんとか、そういうようなところがあるんで、まだ、ちょっとこれ実際運用していくにはまだ見直しが必要やないろうかなというふうには思ってます。

副市長、この前、退任されましたけど、副市長が家の建てれる農地を図式化できんろうかという話があつてですね。ただ、まあ、うちの農業委員会の方でそれを出すとなると、うちは、まあ先ほどの通りですね、農地を守る方の立場なんで。ここやったら転用できますっていうのは、なかなか、ちょっと示しづらいですと。それから、まあ根本的にですね、この転用については、こうやって定例会を開いて、農業委員のみなさまから意見をもろうて賛成反対を決めてるわけなんで、そこはもう一概にこの要件やからオッケーっていう風なことでもないです、なかなかそのエリア化をする、それを示すのは難しいと。

で、まあ、あの、この建築の要件についてもですね、いきなり全部を外すことができなかったきこれがスタートラインですけど、また、ここは見直していかなと、農家の人がこの 18 歳未満の家庭の方を何人も見つけてきて、ほいたらこの人に売ります、っていうふうにはなかなか、ちょっとならんと思うので。で、そこはちょっともう一回また、見直しがあると思います。いま分かっちゃうところで言うたらここです。まあ今のところそれほど、うんと影響があるようにはならんかなあというふうには思ってます。

神母ノ木らあはね、建つ所が出てくると思います。あの。工科大は工科大用のその、店舗とか、そういうのもオッケーなんで。もうちょっと神母ノ木らあの方は、逆にえいと思います。ただ、道が神母ノ木もないんで。まあどっちにしても道をつけちゃらんと何ともならんかなあというところですね。

元々その、全部が建たんということやのうて、農家住宅であつたりとか、子供さんお孫さんが先祖代々持ちつた農地を、まあ転用して、分家住宅作るっていうのはそもそもオッケーなんで。そもそも最初からこれは無理やっと思うちゅうところも建つのが意外とあるんで、その部分は、もしそういうことでちょっと聞かれたりしたら、ここへ聞きに来てもらうたらまたここで判断もできますので。それはお願いします。

議

長

他にありませんか？

格段なければこの後、農用地利用最適化推進委員の会がありますが、今回あつせんがないので会をしたということで終わります。ありがとうございました。

閉会（１４時２０分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

署 名 人

署 名 人